

デジタル技術を活用した聴覚障害者 コミュニケーション支援事業

タブレット端末を利用したコミュニケーション支援(遠隔手話通訳・筆談・音声認識)に加え、令和2年度より新たに2つの支援を実施しています。

1

遠隔手話通訳

(QRコードの利用)



都庁等への訪問時に、お持ちのスマートフォンで設置されたQRコードを読み込むことで、遠隔手話通訳を利用できます。

利用者自身の使い慣れた端末で
遠隔手話通訳を
利用することが可能となります

2

電話代理支援



ホームページから専用のボタンをタップすることで、都庁等へ電話で問い合わせができます。

来庁せずに在宅等から
電話での問い合わせが可能となります

お持ちのスマートフォンを利用することで、
来庁時や本庁舎等に電話したい時に、
従来よりスムーズに問合せができるようになります。



遠隔手話通訳サービス (QRコードの利用)



①都庁等において、遠隔手話通訳を利用できる専用のQRコードが設置されています。

②お持ちのスマートフォンのカメラ機能等で、QRコードを読み取ります。

③「手話」の表示をタップすると手話通訳者が画面に出て、通訳をします。

使用できる主要な部署等 → 都本庁舎及び都事業所

※都庁内のイベントや会議等手話通訳等が必要な場所で活用できる、遠隔手話通訳システム及びコミュニケーション支援アプリケーション(音声認識・筆談機能)を導入したタブレット型端末機器の貸出は引き続き実施しております

電話代理支援



①本事業ホームページ内の「電話代理支援」のページを開き、専用のボタンをタップします。

②「手話・筆談」「文字チャット」のどちらかを選ぶと、通訳オペレーターにつながります。

③問合せをしたい部署の電話番号を伝えると、通訳オペレーターが電話発信し、職員との電話を通訳します。

問合せできる主要な部署等 → 都本庁舎及び都事業所



本事業の詳細については、「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業」(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ictdeaf/index.html>)のホームページよりご確認ください。